

マルナカ円座店 (No.971)

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 5 項の規定による廃止の届出があったので、同条第 6 項の規定により、次のとおり公告する。

令和 2 年 7 月 27 日 香川県知事 浜田 恵造

1 届出の概要

届出者の氏名又は名称及び住所	名 称 株式会社マルナカ 住 所 高松市円座町 1001 番地
大規模小売店舗の名称及び所在地	名 称 マルナカ円座店 所在地 高松市円座町 956 番地 2 外
大規模小売店舗内の店舗面積の合計	【廃止前】 1,436 m <sup>2</sup> 【廃止後】 0 m <sup>2</sup>
大規模小売店舗内の店舗面積の合計が 1,000 平方メートル以下となる日	令和 2 年 7 月 5 日

2 届出年月日 令和 2 年 7 月 16 日